

講師派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の団体が、自主的に行う文化芸術に関する学習会に対し講師を派遣することにより、市民の学習意欲を喚起し、生涯学習の推進を図るために行う講師派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣事業対象学習会)

第2条 派遣事業の対象となる学習会（以下「対象学習会」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 文化芸術に関する学習会で、市内で開催するもの
- (2) 生涯学習の推進に資する内容であり、学習会の参加予定者が10名以上の市民であるもの
- (3) その他登別市文化・スポーツ振興財団の理事長（以下「理事長」という。）が認めたもの

(派遣事業対象講師または指導者)

第3条 対象学習会に派遣することができる講師（以下「事業対象講師」という。）は、団体が希望する講師または一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が紹介する講師とする。ただし、対象団体の構成員は、事業対象講師としない。

(利用の申込み)

第4条 派遣事業を利用しようとする対象団体（以下「申込団体」という。）は、対象学習会を開催しようとする日の3週間前までに、理事長に対し、利用申込書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(利用決定)

第5条 理事長は、前条の規定により利用申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、派遣事業の利用の決定をし、決定通知書（別記様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第6条 前条の規定により、利用の決定を受けた対象団体（以下「決定団体」という。）は、当該決定の後、決定を受けた事項に変更が生じた場合又は対象学習会を中止する場合は、速やかに一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団に報告し、承認を受けるものとする。

(利用の取消)

第7条 一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団は、決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、講座事業の利用決定を取り消すことができる。

(1) 申込内容に虚偽の記載があるとき。

(2) その他理事長が取り消すことが必要であると認めたとき。

(報告)

第8条 対象学習会の終了後、決定団体は2週間以内に、実施報告書(別記様式第3号)を理事長へ提出しなければならない。

(謝金の支出)

第9条 一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業対象講師に対し、予算の範囲内で謝金として5,000円を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条)

講師派遣事業利用申込書

年 月 日

一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団 理事長 様

団体名

住 所

代表者

(TEL)

講師派遣実施要綱第4条の規定により申込みます。

学習内容			
実施日時	(午前・午後) 年 時 月 分 ~ (午前・午後) 日 () 時 分		
開催場所		参加予定人数	人
連絡責任者	(住所) 市 町 () (TEL)		
	(氏名)		
講 師	(住所) 市 町 () (TEL)		
	(氏名)		

※添付書類

(1)団体の会則

(2)団体会員名簿

様

一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団 理事長

講師派遣事業利用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました、標記講座事業について、講師派遣事業実施要綱第5条の規定により、次の通り決定しましたので通知します。

記

学習内容	
実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分
開催場所	
講師名	

実施にあたり、次のことに留意してください。

- 対象学習会の中止又は内容の変更については、速やかに一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団へ報告してください。

別記様式第3号(第8条関係)

講師派遣事業実施報告書

年 月 日

一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団 理事長 様

団体名

住 所

代表者

(TEL -)

年 月 日付け、登財団第 号で決定を受けた対象学習会が次のとおり終了しましたので、講師派遣事業実施要綱第8条の規定により報告します。

学習内容						
実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分～(午前・午後) 時 分					
開催場所			参加人数	人		
講師	住 所	市 町 (TEL)				
	氏 名	(フリガナ)				
	謝金 振込先	金融機関名			支店名	
		口座番号				
(フリガナ 口座名義人)				

※写真2枚を添付